

随意契約

公共工事の随意契約の公表(令和4年度)

随意契約を行った工事請負契約の内容について、次のとおり公表します。

随意契約内容								
No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
1	長井漁港(井尻地区)護岸改良工事	有限会社三成港湾	横須賀市佐原3丁目3番30号	本工事は、長井漁港(井尻地区)の護岸を改良するものである。	5号	本施設には雨水排水が設置されているが、護岸前面に砂が堆積したため、排水不良により大雨の際に護岸背後の道路が冠水する被害が出ている。 道路の冠水を防ぐため、雨量の増加が予想される梅雨前に整備を終わらせる必要がある。	過去に本施設の工事を行った実績があり現場に精通している。 また、当該業務に必要な人員及び資材の確保が可能のため、早期の着手・完了が見込まれることから上記請負者と随意契約したい。	建設部港湾整備課
2	久里浜地区保安設備整備工事	有限会社 林土木工業	横須賀市長坂3-39-12	本工事は、久里浜地区において保安設備を整備するものである。	5号	横須賀港新港地区におけるフェリー就航に伴い既存のふ頭利用者の事業に支障をきたしており、事業を継続するにあたり沖待ちなどの補償費が発生するため、早急に整備を進める必要があるため。	本工事は、保安設備の整備であり、SOLAS条約の特性を理解し、新港地区において厳しい条件の保安設備整備実績のあることに加え、早急に工事着手を行うことができるため。	建設部港湾整備課
3	市民病院非常用発電機改修工事	協同電気(株)	横浜市中区山下町22-7番地	横須賀市立市民病院の非常用自家発電設備に対して改修工事を行う。	2号	本設備は、停電等により電力会社からの電力供給が途絶えた場合に自動的に発電機を稼働させて発電を行うための設備である。そのため、本設備が非常時に作動しなかった場合、人命に関わる重大な事故に繋がる恐れがある。 本案件は、既存設備の改修工事であることから、現場および既存設備の構成を熟知しており、安全な施工を行うことが可能な業者が作業を行う必要がある。	既存設備の施工業者であり、保守点検に対応してきた上記業者は、現場および設備の構成を熟知しており、迅速かつ安全な施工が期待できるため。	都市部公共建築課
4	市民病院中央棟・東棟中央監視装置改修工事	ジョンソンコントロールズ(株) 横浜支店	横浜市中区本町3-30-7	市民病院の各棟に設置している空調・熱源管理システムを集約している中央監視装置の中央棟、R1棟及び東棟のネットワークコントローラーについて更新工事を行う。 本工事は2ヵ年計画の2年目であり、令和3年度には中央監視装置及び西棟ネットワークコントローラーの更新を行った。	2号	①更新対象である各棟のネットワークコントローラーは、令和3年度に更新した中央監視装置及び西棟のネットワークコントローラーと技術的関連性が高く、密接不可分な関係があるため。 ②更新設備は該業者が設置したものであり、他者に行われた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要す等、病院の運営・療養環境を維持することが困難になる恐れがあるため。	既存システムのメーカーであるため。	健康部市民病院課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
5	上町坂本線道路予備 修正設計業務	株式会社 間瀬コン サルタント 厚木営 業所	神奈川県厚木市中町4 丁目9番18号	道路予備修正設計(B) L=150m 平面交差点予備設計 N=2箇所	5号	本業務は、令和6年度末のうわまち病院移転に伴う用地買収を令和7年度までに完成させる必要があり、県警本部との道路協議を実施し、早期に道路線形を確定させる必要が生じている。	過年度に本業務の予備設計を行った間瀬コンサルタントと随意契約することで、速やかに県警本部との道路協議に必要な資料を作成し、結果を反映することができるため。	建設部道路整備課
6	市道1209号道路災害 防止工事	東建設株式会社	横須賀市池上3丁目2 番6号	工事名称:市道1209号道路災害防止工事 工事場所:横須賀市阿部倉28番地先 工事内容:法面工事 工事延長 18.7m 幅員5.8m 法枠工 A=108.5m	5号	当該市道法面においては小規模な土砂崩落を繰り返しており、法面崩壊による歩行者、通行車両への多大な影響が非常に危惧されることから、早期対応が必要となるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	建設部道路整備課
7	市内環状線街路整備 に伴う付帯工事	岩澤土木有限会社	横須賀市林4丁目374 番7	舗装工 A=45m2 付帯工 1式	5号	昨年度、用地取得した範囲のうち、事業用地以外の残地を背後地権者に売却することが決まった。背後地権者は、土地の即時利用を考慮しており、購入条件として土地の整地が必要となった。	現在、令和3年度市内環状線歩道整備ほか支障物除去工事を実施している岩澤土木(有)と随意契約することで、競合工事及び地元調整が速やかに図れ、工事を円滑に行うことが出来るため。	建設部道路整備課
8	横須賀市防災行政無 線子局移設工事	東芝インフラシステ ムズ株式会社	川崎市幸区堀川町72 番地34	県営追浜第一団地の建替えに伴い、防災行政無線子局 No.6を移設するものである。	2号	本工事は、防災行政無線固定系子局の移設を行うものである。 既存の消防庁舎内の親局、武山山頂中継局及び屋外子局が一体的に機能することにより、災害時等に各種の情報を伝達する設備である。 当該子局の増設及び更新には横須賀市の電波伝搬特性を考慮し、また増設及び更新においてシステムの動作不良などにより放送不能とならないよう、現地での電波測定試験等を実施し空中線の向き、無線受信機の設定及び調整を行う必要があり、防災行政無線のシステムを構築した業者でなければ施工が不可能である。	上記業者は本市防災行政無線子局の製造メーカーであり、過去の保守管理及び修繕業務を年間請け負った実績があり、素早く安全な施工が可能で、引き続き安定的な運用管理が出来るため。	市長室危機管理課
9	神明トンネル修正設 計業務	(株)道路建設コンサル タント	神奈川県横浜市港南 区野庭町661-24	トンネル修正設計 1式	2号	本業務は平成28年度に資源循環部にて実施したトンネル補修設計「南処理工場進入道路トンネル他補修設計業務委託」について、トンネルが土木部に所管替えになった後に実施した定期点検で、新たに変状が判明したため追加修正設計するものである。 このことから資源循環部で実施した補修設計の基本方針を踏まえた追加補修設計を行う必要がある。	本コンサルタントは従来補修計画である「平成28年度南処理工場進入道路トンネル他補修設計業務委託」の受注者であるため。	建設部道路整備課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
10	南体育会館大体育室 天井改修その他機械 設備工事	有限会社 飛鳥設備	横須賀市金谷3丁目2 番8号	本工事は、南体育会館において、大体育室天井改修その 他工事に伴い機械設備工事を施すもので、材一式請負 とする。	5号	本工事は、令和4年8月15日付け横須賀市公告契約第0428号の入札に おいて、入札者がいないため不調になった案件である。 すでに競合工事が入札を終えて業者が決定していることから、再度入 札を行うと全体工期に多大な影響をあたえることと、施設の休館期間を 延長することになる為。	管工事に実績があり、施工内容に精通し、素早く、 かつ安全な施工が期待できるため。	都市部公共建築 課
11	市道4693号道路災害 防止工事	株式会社 新晃産業	横須賀市久里浜3-1 0-5	工事名称:市道4693号道路災害防止工事 工事場所:横須賀市長瀬1丁目1番地先 工事内容:護岸工事 工事延長 21.2m 幅員 0.8m 護岸 補修工 L=21.2m	5号	市道の護岸下部に洗堀を確認した。市道崩落の危険性があり、崩落に より歩行者、通行車両に多大な影響を及ぼすと考えられるため、早期 対応が必要となるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	建設部道路整備 課
12	鴨居コミュニティセン ター体育室空調設備 工事	文化興業(株)	横須賀市内川1-7- 23	本工事は、鴨居コミュニティセンターにおいて、空調設備工 事を施すもので、材一式請負とする。	5号	本工事は、令和4年9月16日付け横須賀市公告契約第0536号の入 札において、落札者がいないため不調になった案件である。本来であ れば入札参加条件を変更して、再度入札に付すものだが、再入札に伴 い3月15日である工期が変更されることにより、2月末迄を予定して いた休館期間を延長せざるを得なくなり、利用する市民に多大な影響が 生じてしまうため	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外と なった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、 予定価格の75%以上かつ最も低い金額で応じた 事業者であるため。	都市部公共建築 課
13	旧荒崎シーサイドコー ス橋梁撤去工事	株式会社片山建設	横須賀市池上3-4- 22	構造物撤去工 1式	5号	本工事は、令和4年8月22日付け横須賀市公告契約第0482号及び 令和4年9月26日付け横須賀市公告契約第0553号の入札におい て、入札参加者がいないため不調になった案件である。 観光課で所有している荒崎海岸内の橋梁が一部老朽化に伴い、危険 な状態であることに加え、指定している荒崎ハイキングコースの変更 に伴い、従前に設置していた橋梁が不要となり撤去する必要があるた め。	本工事は早急に対応する必要があり、横須賀市内 の業者で、建設部道路整備課の工事の実績と緊急 工事に対応できる本業者と随意契約をしたい。	建設部道路整備 課
14	竹川支川(2)改修工 事	株式会社クレスコ	横須賀市武2丁目15 番4号	工事延長 26.4m 現況河床幅 2.1~2.3m 排水構造 物工 L=26.2m	5号	護岸の崩壊により安定した排水断面の確保がされていない状態にあ るため、河道断面を確保すること及び隣接する家屋への被害を防ぐた め、河道復旧の緊急措置を行うものである。	緊急工事処理要綱に基づき、請書を取り交し、既 に着手済みであるため。	建設部河川・傾斜 地課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
15	市道4371号道路災害 復旧工事に伴う測量 業務	有限会社 三浦建築 測量	横須賀市日の出町1- 12-7	業務延長 L=70.0m 基準点測量 7点 用地測量 1式	5号	台風15号の豪雨による道路災害【道路災害報告『道路維持課NO.55』】 における復旧工事をを行うにあたり、早急に境界の確認を行う必要があるため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	建設部道路整備 課
16	市道5994号道路災害 防止工事	株式会社 北斗商会	横須賀市太田和4丁目 2286番地	工事延長 43.0m 排水構造物工 L=78.6m 土留工 L=43.0m 付帯工 1式	5号	令和4年4月22日からの大雨の影響により、市道脇にある水路の側 壁が倒壊した。今後、水路の倒壊の進行に伴い、市道の通行に支障を きたす恐れがあるため、早急に対応する必要がある。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	建設部公園建設 課
17	市道4371号道路災害 復旧工事	有限会社 円実建設	横須賀市秋谷2-17-16	工事延長 L=21.5m 法面工 188.4m ²	5号	台風15号の豪雨による道路災害【道路災害報告『道路維持課NO.55』】 により、法面が崩落したことで、通行に支障をきたしているため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	建設部道路整備 課
18	追浜公園硬式野球場 音響設備改修実施設 計業務	(株)総合企画アンド 建築設計	横須賀市日の出町1- 12-8	本案件は、追浜公園硬式野球場の音響設備を改修するに あたり、工事の実施設計業務を行うものである。	5号	本案件は、令和4年10月7日付け横須賀市公告契約第0571号及び令 和4年11月21日付け横須賀市公告契約第0670号の入札において、参 加者がいなかったため入札不調になった案件である。 追浜公園硬式野球場の音響改修工事は球場が使用されない時期の施 工が必要となり、設計業務を令和5年5月に完了させる必要がある。 再度入札に付した場合は工期が球場使用時期と重なり、施工できなく なる。	入札不調後、建築設計業務に精通している複数業 者に問い合わせた結果、唯一可能であるとの回答を 得られた業者であるため	建設部公園建設 課
19	上町坂本線道路区域 変更図面作成業務	株式会社 コスモエ ンジニアリング	横須賀市東逸見町2- 4-10	面積計算 A=0.17万m ² 用地実測図原図等の作成 A=0.53万m ²	6号	本業務は、上町坂本線道路改良事業に伴い、市道の区域変更に関 する図面等を作成するものであるが、現在、県警本部と道路協議を 実施しており、道路線形が確定次第、区域変更図面等の資料を作成す る必要があるため。	今年度に当該事業において用地測量業務を行っ ている㈱コスモエンジニアリングと随意契約すること で、速やかに必要な資料を作成でき、かつ現地測量 の費用も削減できるため。	建設部道路整備 課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
20	長井海の手公園イン クループ遊具設置 工事	株式会社日比谷アメ ニス	東京都港区三田4丁 目7-27	本工事は、平成17年度に開園し、約74万人/年が来園する長井海の手公園にインクループ遊具を2基設置する工事である。子供たちが無料の遊具で遊べる「プレイグラウンドエリア」に設置する遊具の一つであり、心の落ち着きを取り戻す空間「クールダウンスポット」としての役割が期待できる。公園全体のリニューアル工事に伴う令和4年10月から令和5年3月までの全面休園期間に合わせて設置工事を行う。	5号	長井海の手公園内ではリニューアル工事及び長寿命化工事により複数の事業者が同公園内で工事をしており現場内が錯綜していること、また新規事業者の調整等により全体の情報共有がさらに難しくなることから、すでに現場で工事を行っている事業者に施工させることで安全な施工を確保する必要があるため。	同一現場で別工事を行っており、施工現場、内容に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため。	建設部公園建設課
21	長井海の手公園休憩 施設改修工事	株式会社泰峰	横須賀市逸見が丘2番 9号	本工事は、平成17年度に開園し、約74万人/年が来園する長井海の手公園に設置されているパーゴラを改修するものである。本パーゴラは開園当初から設置され、すでに設置から15年以上が経過しており、木材等の腐食が激しく、利用者の安全が確保されていないため、公園全体のリニューアル工事に伴う令和4年10月から令和5年3月までの全面休園期間に合わせて改修する。	5号	近年の材料不足から、パーゴラ用資材の確保が難しく、年度内での竣工とするためには早急な契約が必要であることが判明したため。(令和5年度のリニューアルオープンに合わせ、年度内竣工する必要がある) また、長井海の手公園内ではリニューアル工事及び長寿命化工事により複数の事業者が同公園内で工事をしていることから現場内が錯綜している。新規事業者が施工した場合、調整等により全体の情報共有がさらに難しくなることから、すでに現場で工事を行っている事業者に施工させることで安全な施工を確保する必要がある。	同一現場で別工事を行っており、施工現場、内容に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため。	建設部公園建設課
22	堀の内跨線人道橋基 本検討業務	(株)復建エンジニア リング 横浜事務所	横浜市磯子区杉田9- 13-10	本業務は、京浜急行線を跨ぐ堀の内跨線人道橋の基本検討業務である。	2号	堀の内人道橋は京浜急行を跨ぐ人道橋で、老朽化の進行により補修が必要となっているが、今後の方針について、改めて補修、撤去、架替えの比較検討をする必要となった。 検討を行うにあたり、周辺道路は狭小で住宅が隣接していることから、資機材の搬出入、鉄道架線がある中での桁撤去・架設、桁の輸送などすべて線路から行う必要がある。 このため、列車運行後の夜間時間的制約や鉄道営業線に近接するなど難工事の業務委託であるため、コンサルタント会社に求める条件としては、橋梁設計、鉄道の設計・施工に関する知識に加えて、京浜急行の特殊事情を熟知した施工可能な設計が求められるため。	当該コンサルタントは、京浜急行の立体交差事業の基本設計、詳細設計、施工監理の事業を実施したコンサルタント会社であり、その施工監理については京浜急行から請け負った唯一のコンサルタント会社である。現在も京浜急行の鉄道点検や補修設計を実施していることから、京浜急行の特殊事情に精通したコンサルタント会社であるため。	上下水道局技術 部水再生課
23	3工区根岸第2排水 区合流管布設替工事	株式会社 カンセイ	横須賀市長沢5-6	本工事は、既設合流管の布設替え工事を行うものです。	5号	本工事は、7月5日付公告において入札者がなく不調となりました。その後、条件を変更せず8月16日付公告において再入札としましたが、入札者がなく不調となりました。さらに工事の平準化促進により3月7日付公告において再々入札としましたが、入札者はなく不調となりました。今後再入札を行っても参加者の見込みがなく、施設の改築が進められない状況です。施設不良により下水の詰まりや道路陥没を引き起こすことが懸念されるため、早急に施設の機能回復を施さなければなりません。	本工事における現場状況を熟知しており施工内容にも精通し、緊急で対応することが可能である上記業者と随意契約したい。	上下水道局技術 部下水道管渠課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
24	武山高区ポンプ所ほか テレメータ設備切 替工事	愛知時計電機(株) 神奈川出張所	横浜市中区蓬萊町2- 3-6関内蓬萊ビル60 1号室	本工事は、令和3年度に「武山高区ポンプ所ほかテレメータ設備更新工事」で設置したテレメータ設備(武山高区ポンプ所・武山高区配水池)を既設テレメータ設備から切り替える工事である。また、武山高区配水池で撤去したテレメータ盤を改造し、野比高区配水池へ移設し、既設野比高区ポンプ所のテレメータと通信を行う。	2号	本工事では、令和3年度に「武山高区ポンプ所ほかテレメータ設備更新工事」で設置したテレメータ設備を既設テレメータ設備から切り替えるため、「武山高区ポンプ所ほかテレメータ設備更新工事」で設置したテレメータ設備を正常に稼働させる試験調整が必要である。また、武山高区配水池で撤去したテレメータ盤を改造し既設野比高区テレメータとの通信を行うため、既設野比高区ポンプ所テレメータの通信に係るソフトウェアの改造も必要になる。この工事を他社が行うと、正常な通信ができないため、水運用に支障をきたし、断水等重大な事故が生じるおそれがある。	上記理由により「武山高区ポンプ所ほかテレメータ設備更新工事」の請負業者であり、野比高区テレメータ設備を製造施工した愛知時計電機(株) 神奈川出張所を選定する。	上下水道局技術 部浄水課
25	下町浄化センター電 気棟特高受電設備設 計業務委託	株式会社 日産技術 コンサルタント 横浜 事務所	横浜市中区扇町3-8 -3	C-GIS受電ビット設計 1式、設計協議 1式、現地調査 1式 下町浄化センターは特別高圧(66kV、以下「特高」)を受電、専用特高ケーブル(以下「特高ケーブル」)を通して所内に電源供給し下水処理機能を持続させている。この特高設備は市内の下水処理の中核を担う下町浄化センターの極めて重要な設備である。しかし、経年劣化に伴い特高設備及び特高ケーブルの更新、切り替えを行う必要が生じ、昨年度、設計業務委託を行った。その結果、委託期間の終盤に東京電力側との交渉にて、特高ケーブルを所内に安全かつ精緻に引き込むためには土中内にビットを設ける必要があることが判明し、このビット築造に関する実施設計業務委託をするものである。	2号	①本委託は特高引込用のビットのみでなく、引込後の昨年度委託済み電気設備への繋ぎ方、接続手順が重要となり、昨年度委託と密接不可分である。 ②本委託は昨年度実施委託内容の特高受電設備に付随し、特高ケーブルを用いる。そのため、ビット築造には土木のみでなく、電気技術の知見に加え、東京電力との協議を重ねてきた情報・経験が必要となる。 ③本委託対象のビットは、東京電力側との責任分界点を明確にするためにも必要な構造物である。次年度以降に継続工事として予定されている関連工事に着手するため、東京電力と昨年度より協議を重ねてきた業者に継続的に委託することで、迅速かつ統括的に委託の目的を達成できる。	当該事業者は、昨年度関連業務を受託している。そのため、本業務の最重要事項となる下水処理場の運用状況を踏まえた特高設備の切替え、関連工事の重要性、特殊性及びその工事に着手しなければいけない経緯についての知見を有している。更に、本業務で必須となる東京電力との協議結果を踏まえた継続的な知識は当該業者のみが持ち合わせている。そのため、東京電力及び処理場内の関係者に対し、意思疎通を図りながら的確に説明できる対応能力を有している。	上下水道局技術 部下水道施設課
26	非常用貯水装置内面 塗装工事	㈱エヌ・ワイ・ケイ	東京都中央区八重洲2 -6-16 北村ビル	本工事は、非常用貯水装置内面塗装が劣化しているため、塗装の塗り替えを行うものである。	2号	本工事で要求する内面塗装工法(ホットエアレススプレー工法)が特殊な技術を要するため、施工可能業者が選定業者のみである。 この工法は、既存食品タンク内の塗装で多く採用されている実績があり、水道法に適合している工法である。	上記「6」の理由により、㈱エヌ・ワイ・ケイと随意契約するものである。	上下水道局技術 部水道施設課
27	追浜ポンプ場コント ロールセンタ修繕工 事	東芝インフラシステ ムズ(株)	川崎市幸区堀川町 72-34	本工事は、追浜ポンプ場に設置しているコントロールセンタの修繕を行うものである。	2号	本設備は、追浜ポンプ場内の負荷開閉及び保護機能を搭載した負荷設備であるが、この機能に支障が生じるとポンプ場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となりポンプ場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者に施工する必要がある。	上記業者は、既設監視制御装置や既設信号変換装置等の製造メーカーかつメンテナンスを行っており、現場及び設備を熟知している。また、当該機器のメンテナンスも行っており、ポンプ場の運転に支障なく工事の履行が可能であるため。	上下水道局技術 部水再生課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
28	追浜浄化センター汚 泥処理棟コントロール センタ修繕工事	東芝インフラシステ ムズ(株)	川崎市幸区堀川町 72-34	本工事は、追浜浄化センター汚泥処理棟に設置している コントロールセンタの修繕を行うものである。	2号	本設備は、追浜浄化センター汚泥処理設備の負荷開閉、保護及び負 荷設備であるが、この機能に支障が生じると浄化センターの汚泥処理 設備に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札 等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対 応等が困難となり浄化センターの汚泥処理、ひいては運転全体に支障 をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した 業者にて施工する必要がある。	上記業者は、既設監視制御装置及び既設信号変 換装置等の製造メーカーメンテナンスを行っており、現場及び設備を熟知しており、また、当該機器の メンテナンスも行っており、浄化センターの運転に支 障なく安全な施工が期待できるため。	上下水道局技術 部水再生課
29	根岸ポンプ場汚水ポ ンプ設備改修工事	クボタ環境エンジニ アリング株式会社	東京都中央区京橋2- 1-3	本工事は、根岸ポンプ場に設置してある、No.1汚水ポンプ 設備の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が 発生し運転に支障を来しているため、軸受・軸スリーブなど の部品交換を行うものである。	2号	本設備は、流入した汚水を送水するための重要な設備である。他の 業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化 されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐 れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて 施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、本設備を設計・施工した株式会社クボタの保 守部門であるクボタ環境エンジニアリング株式会 社にて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく 安全な施工が期待できるため。	上下水道局技術 部下水道施設課
30	下町浄化センター4 号焼却炉設備ほか修 繕工事	月島テクノメンテ サービス(株) 横浜 支店	横浜市中区相生町3 -56-1	本工事は、下町浄化センターに設置している、4号焼却炉 設備、焼却炉付帯設備、1号焼却炉設備の修繕を行うもの で、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障をき たしているため、汚泥焼却炉本体の耐火物修繕、沈砂破砕 機(下段)のカッター他の部品交換等を行うものである。	2号	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責 任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、汚泥処理施 設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、当該設備製造者である月島機械(株)の修繕 部門にて施工することにより、汚泥処理施設の運転 に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるた め。	横須賀市上下水 道局技術部水再 生課
31	下町浄化センター電 気設備改築工事	メタウォーター株式 会社 横浜営業所	横浜西区北幸2-8- 4 横浜西口KNビル	本工事は、別途発注の下町浄化センター初沈制水扉設 備ほか更新工事及び下町浄化センター消毒設備更新工事 に伴う、既設の電気設備の機能増設等を行うものである。	2号	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うた め、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行われた場 合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい 支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者であるため。	上下水道局技術 部下水道施設課
32	下町浄化センター圧 送ポンプ修繕工事	月島テクノメンテ サービス(株) 横浜 支店	横浜市中区相生町3- 56-1	本工事は、下町浄化センター脱水機棟に設置している、 No.3,4ケーキ圧送ポンプの修繕を行うものである。	2号	本機器は、浄化センターの汚泥処理を行う上で、脱水した汚泥を焼却 炉まで安全かつ安定的に搬送するための重要な機器である。安定稼 働が見込めない場合、浄化センターの汚泥処理運転全体に悪影響を 与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障 時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、 浄化センターの運転全体に支障が出る恐れがある。そのため、本機器 の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本機器は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、当該機器製造者の修繕部門である月島テクノ メンテサービス(株) 横浜支店が施工することによ り、汚泥処理施設の運転に支障なく安全な施工が期 待できるため。	上下水道局技術 部水再生課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
33	舟倉ポンプ場電気設備改築工事	東芝インフラシステムズ(株)	川崎市幸区堀川町72-34	本工事は、別途発注の舟倉ポンプ場雨水ポンプ設備更新工事に伴う、既設の電気設備の機能増設等を行うものである。	2号	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うため、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行われた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者であるため。	上下水道局技術部下水道施設課
34	馬堀海岸2丁目公園ほか路上局設置工事	NECプラットフォームズ(株) 玉川事業所	川崎市中原区下沼部1753	本工事は、他の配水池と比べて配水量が極めて多い「中・東ブロック」について、路上局の整備等により、漏水発生時の異常流量の検知を旨とした配水量の監視システムを構築するものである。	2号	本工事は、路上局流量計データを既存の水運用システムに伝送し、新たに漏水監視ソフトウェアを構築し漏水監視を行うものである。水運用システムは、複数の監視制御等のサーバ、ネットワーク装置、総合監視盤、テレメータのインタフェース及び逸見総合管理センター内伝送装置などのハードウェアと、その機器等を一体的に動作させ、効率的かつ最適な水運用を実現するために、特別に開発されたソフトウェアで構成されているものである。今回の工事は、サーバ装置等への伝送及びデータ蓄積やクライアント端末等の既存システム内のソフトウェアに改造を加えるものであり、そのソフトウェアはシステムの製造会社が独自開発したもので他社が行うことは不可能であることから、システムの製造会社が行うことが必要である。	上記の理由により、既設システムを製造した業者から業務を移管されたNECプラットフォームズ(株)玉川事業所に随意契約するものである。	上下水道局技術部浄水課
35	半原水源系統取水口撤去工事(2)	田中石材土木株式会社	横須賀市長坂3-10-13	半原水源系統取水口の撤去を行うものである。	6号	前工事は、河川内における水深の状況が当初計画と大幅に相違していることが判明したため、一部工事が打ち切り中止となった。今回の工事は、計画内容を変更し、再度工事を発注するため。	前契約で一部打ち切りとなった箇所の再発注であることから、前契約者へ随意契約する。	上下水道局技術部浄水課
36	下町浄化センター遠心濃縮機設備ほか修繕工事	㈱西原環境 東京・東北支店	港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー	本工事は、下町浄化センターに設置している、No.1遠心濃縮機設備及びNo.4遠心脱水機設備の修繕を行うものである。	2号	本設備は、汚泥を濃縮及び脱水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である㈱西原環境が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	上下水道局技術部水再生課
37	11-1工区久里浜第2地区污水枝線332-2号築造工事	(株)片山建設	横須賀市池上3-4-22	現在の污水管の位置に支障が生じているため、位置を変更して公共下水道の機能を維持する。 管きょ工(開削VU◎200mm) L=35.6m マンホール工 2箇所 取付管工 2箇所 付帯工 1式	5号	道路整備とともに、雨水管を布設することになっている土地に隣接した家屋からの污水管が、他の私有地を通して本管に接続されていることが判明した。当該家屋の建替え予定があるため、新たに整備する道路に速やかに公共下水道を布設する必要があり、緊急に契約して工事を実施する。	道路整備と雨水管の布設を行うことから、建設部道路整備課が発注した久里浜1丁目地内道路補修工事を受注した事業者と契約することで速やかな施工が期待できるため。	上下水道局技術部下水道管渠課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
38	走水水源地膜ろ過設備空圧縮機ほか更新工事	㈩前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	横浜市港北区新横浜3-18-9	走水水源地に設置してある膜ろ過設備の空圧縮機及び計装設備等が経年劣化により動作に支障をきたす恐れがあるため、これらを更新するものである。	2号	本工事の対象機器である膜ろ過設備は、湧水の取水からろ過、次亜注入により水道水を自動で生成する重要な装置である。本工事は、既設膜ろ過設備の空圧縮機及び空気作動弁等の機械制御設備並びに自動制御盤内の電子部品等の更新を行うものである。装置の更新や増設には設備固有の知識や専門技術が必要であり、他者に行わせると膜ろ過設備の安定的な運用を欠き、断水等のおそれがある。	上記の理由により、既設膜ろ過設備を製造した業者から業務を移管された㈩前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所に随意契約するものである。	上下水道局技術 部浄水課
39	下町浄化センター濃縮余剰汚泥貯留タンク攪拌機修繕工事	㈱ 西原環境 東京・東北支店	港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー	本工事は、下町浄化センターに設置している、No.1濃縮余剰汚泥貯留タンク攪拌機の修繕を行うものである。	2号	本設備は、濃縮余剰汚泥をタンクで貯留し、攪拌する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器設置者である当事業者にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	上下水道局技術 部水再生課
40	21-1工区長沢・津久井地区污水枝線201-2号築造工事	(株)カンセイ	横須賀市長沢5-6	民間事業者による商業施設の建設に伴い、施設からの排水を受ける污水管を新たに築造するものである。 管きょ工(開削VU◎200mm) L=19.3m マンホール工 2箇所 取付管工 1箇所 付帯工 1式	5号	当該地域は公共下水道が未整備の地域であり、商業施設の建設に伴い整備を行う必要があるため、工事を一般競争入札で発注したが、入札不調となった。すでに商業施設の開業日が決定しており、本工事を再公告することによって生じる遅滞が商業施設の開業に影響を与えることから、緊急に契約して工事を実施する必要がある。	入札参加申請業者に打診してみたが断られたので、緊急工事が可能で工事現場に近く、なおかつ施工内容に精通しているため選定した。	上下水道局技術 部下水道管渠課
41	下町浄化センター用水設備改修工事	(株)日立プラントサービス 横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-17-1	本工事は、下町浄化センター処理水ポンプ室に設置してある、用水設備の改修をするもので、処理水ポンプ吐水管に摩耗・腐食を起因とする漏水が生じ、運用に支障を来している。そのため、当該部分をより耐摩耗性に優れた配管材料に交換するものである。	2号	本設備は、下町浄化センター内に処理水を供給するための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上着しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、本設備を設計・施工した株式会社日立プラントサービスにて施工することにより、処理場内の処理水供給に支障なく安全な施工が期待できるため。	上下水道局技術 部下水道施設課
42	船越町地区配水本管布設工事	(株)いづみ工事	横須賀市 林2-10-22	本工事は、船越町地内の既設配水本管(φ500 KDIP)を耐震管φ400 GXDIPほか更新するものである。	5号	本工事を含む浦郷町地区配水管整備事業は、田浦行政センターから日産自動車までの約2.6kmを平成27年度から令和5年度までに更新する計画である。本工事箇所は、既設管を撤去し、新設管を布設するため、管網ネットワークを切断している状態であり、漏水等が発生し断水した場合に市民への影響が大きいため、早期に着手する必要がある。	本工事は、船越町地内の既設配水本管を耐震管ほか更新するものであり、平成27年度から継続して実施しているものである。当該業者は、今回の入札不調になった入札に参加しており、最も予定価格に近かった。また、浦郷町地区配水管整備事業の浦郷町地区配水本管布設工事(H27の1)、(H30の1)を受注し完了した実績があり、施工内容に精通し、素早く、かつ安全な施工が期待できるため、随意契約先に選定した。	上下水道局技術 部水道施設課

No.	工事名	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	工事概要	法令根拠 (地方自治法施行令第 167条の2第1項)	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
43	舟倉ポンプ場ほか遠 方監視制御設備工事	メタウォーター(株) 横浜営業所	横浜市西区北幸2-8- 4 横浜西口KNビル	本工事は、別途発注の舟倉ポンプ場電気設備改築工事 等に伴う、遠方監視制御設備の機能増設等を行うもので ある。	2号	①別途発注の舟倉ポンプ場電気設備改築工事等の電気工事に伴い、 既設設備である遠方監視制御設備の機能増設等を行うため、既設設 備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設遠方監視制御設備は当該業者が設置したものであり、他者に 行われた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、 運用上著しい支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者であるため。	上下水道局技術 部下水道施設課
44	佐原地区配水管布設 工事(2022の1)	(株)荻山設備	横須賀市 内川1-2-23	本工事は、既設配水管(φ300 ADIPほか)を耐震管φ 200 GXDIPほかへ更新するものである。	5号	本工事は、令和6年度に実施予定である舗装工事に先行し、既設配 水管を耐震管に更新するものであり、令和5年度に水道工事を完了さ せる計画であるが、本年度において競争入札を行ったが入札不調とな り、再度、施工延長の数量を減らす等の処置をとり、競争入札を行っ た。しかしながら、再度の入札不調となった。 本工事は、令和5年度に、交通量が多い車道部で、既設配水管は昭和 41年に埋設された経年管である。このため、漏水が発生した場合の市 民への影響が大きいことから、施工時期の調整等、他部署と連携を組み 早期に工事着手する必要があるため、二度の入札不調から随意契約とせざる を得ない緊急性が生じたため。	当該業者は、今回の入札不調になった入札に参加 しているため随意契約先に選定した。また、特定建 設業の許可を有し、大型工事の実績があり、素早く 安全な施工が期待できるため。	上下水道局技術 部水道管路課
45	日の出ポンプ場汚水 吐出渠越流対策工事	日本ジッコウ(株)	兵庫県神戸市西区南 別府1丁目14-6	越流防止対策工 1式 (1)特殊な防食塗装を施している日の出ポンプ場汚水吐 出渠内に新たな越流防止壁を設置するものである。 (2)当初の設計段階では、水位と越流高さを確認し、既存 越流防止壁を撤去しても既存と同じ方向に汚水が流れると 想定していた。しかし、実際の現場と既存図面とが異なっ ており、想定外の方に汚水が流れてしまった。加えて、その 流出管を確認した結果、頂部が劣化しており継続的に流し 続けることができないことがわかった。そこで、急遽、仮設で 仮壁を設置し、現時点では想定外の方に汚水が流れる のを阻止している。	5号	日の出ポンプ場の運用を鑑みると、応急的な対策ではなく早急に恒 久的な対策としての越流防止壁を設置する必要がある。	・当該事業者は、特殊な防食塗装工事の技術を持っ ていることに加え、現場状況を熟知しており、早急な 対応が可能である。	上下水道局技術 部下水道施設課
46	追浜浄化センター沈 砂池機械設備改修工 事	住友重機械エンバイ ロメント(株) 横浜営 業所	横浜市西区南幸2-1 9-4	本工事は、追浜浄化センター沈砂池機械室に設置してある 、洗浄水ポンプの改修をするもので、洗浄水ポンプが腐 害により腐食し、運用に支障を来している。そのため、当該 ポンプをより耐塩害性に優れたポンプに交換するもので ある。	2号	本設備は、追浜浄化センターの沈砂池機械設備に砂ろ過水を供給す るための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故 障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難とな り、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、 機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するも ので、本設備を設計・施工した住友重機械エンバイ ロメント株式会社にて施工することにより、処理場内 の沈砂池機械設備に支障なく安全な施工が期待で きるため。	上下水道局技術 部下水道施設課
47	津久井ポンプ場電気 設備改築工事	東芝インフラシステ ムズ(株)	川崎市幸区堀川町72 -34	本工事は、別途発注の津久井ポンプ場沈砂池機械設備 更新工事に伴う、既設の電気設備の機能増設等を行うも のである。	2号	①別途発注の機械設備工事に伴う、既設設備の機能増設等を行うた め、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設電気設備は当該業者が設置したものであり、他者に行われた場 合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、運用上著しい 支障が生じる恐れがある。	既設設備の設置業者であるため。	上下水道局技術 部下水道施設課